ふくしのまちづくり

福祉推進員ハンドブック

（改訂版）

越前市・地区自治振興会・社会福祉法人越前市社会福祉協議会

◆ もくじ ◆

見守り活動にご協力ください ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
福祉推進員の概要 ・・・ 2
福祉推進員の役割 ・・・ 3
福祉推進員の活動 ・・・ 4
①町内ぐるみで気がかりな人の見守り ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
└事例からみる見守りのポイント ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
└1.高齢者の見守り ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
└2.子どもの見守り ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
└3.障がい者の見守り ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
②町内福祉連絡会への参加で、情報交換・共有 ・・・・・・・・・・・・・・・23
・町内福祉連絡会ってどうやって進めたらいいの ・・・・・・・・・23
└ステップ１「町内で会議を開こう」 ・・・・・・・・・・・・・・・・23
└ステップ２「見守り活動を始めよう」・・・・・・・・・・・・・・・24
└ステップ３「活動者同士で情報交換しましょう」・・26
└その他のヒント ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
1）.見守りマップって何？ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
2）.どんなことに気をつければいいの？ ・・・・・・30
3）.活動をより充実させるためには？ ・・・・・・・・31
③自治振興会福祉部会への協力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
活動の守秘義務・順守事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
様式例 啓発チラシ（町内福祉連絡会）（福祉推進員活動） ・・・・・・・・39
支援活動記録カード ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
見守りネットワーク記録用紙 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
緊急連絡カード（関係者用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
越前市福祉推進員設置要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
困った時の連絡先 ・・・47
活動に必要な連絡先メモ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48

声かけ見守り活動

に

ご協力ください

核家族や一人暮らしの人の増加、少子高齢化、近所づきあいの希薄化などから、次のような、かっての地域社会だったら防げたかもしれないトラブルが増えています。

特に、一人暮らしの高齢者や孤立した家族、障がい者、外国人などが支援を必要としています。

- 孤独死（孤立死）
- 災害時に対応できない
- 悪徳商法などの被害にあう
- 虐待の増加
- 自殺
- 徘徊（認知症）

これらのトラブルを少しでも防ぐために、福祉推進員の皆さまにご協力いただきたいのが 見守り 活動です。

福祉推進員の概要

福祉推進員は、人と人とのつながりを大切にし、「気がかりな人」への見守り活動を推進します。
「気がかりな人」の生活課題について、民生･児童委員、町内会、自治振興会、行政機関等と協働し、「困った時はお互い様」の住民の助け合いづくり（地域づくり）を進めます。

任命・委嘱は ……

福祉推進員制度は、法律や条例にもとづくものではなく、地域の福祉を住民が協力して自ら高めていこうとする任意の活動です。福祉推進員の委嘱は、越前市長と各地区自治振興会長、社会福祉協議会長が連名により行います。

手当・報酬は ……

個人が受け取る手当・報酬等はなく「地域の福祉ボランティア」です。

任期は …… ３年とし、再任を妨げないこととしています。

受け持ち範囲は …… 概ね５０世帯に１人を目安にしています。

事故補償は ……

活動中の事故にそなえて、保険（傷害・損害賠償）に加入しています。

福祉推進員の役割

気づく

（1）福祉問題の発見
（常日頃の見守り活動から、福祉問題を早期に発見）

つなげる

（2）福祉情報の伝達
（福祉問題を発見した場合、民生･児童委員等へ速やかに連絡）

みつける

（3）近隣の協力者の開拓
（見守り体制を推進するための近隣見守り支援者の開拓）

◎福祉推進員の活動

気がかりな人とは？
見守り体制は？

活動１（4 ページ～）

町内ぐるみで気がかりな（心配な）人の見守り

活動２（23 ページ～）

町内福祉連絡会の進め方は？
見守りの方法、見守りマップの活用方法など

町内福祉連絡会への参加等

活動３（35 ページ～）

自治振興会福祉部会への協力等

福祉推進員の活動

１ 町内ぐるみで気がかりな人の見守り

気がかりな人を対象とした普段の見守り活動、必要に応じた困りごとの聞き取り、問題事例を発見した場合に、民生･児童委員に連絡してください。

町内で、福祉推進員が民生･児童委員の協力のもと、一人暮らし高齢者などの「気がかりな人」を見守りします。
さりげない目配り・気配り・心配りを行います。

緊急連絡表などを作成し、気になる変化があれば民生･児童委員へ連絡します。

● 気がかりな人とは…

一人暮らしの高齢者、障がい者、引きこもり、ひとり親家庭、外国籍の方、生活困窮者など

見守り体制イメージ図（例）

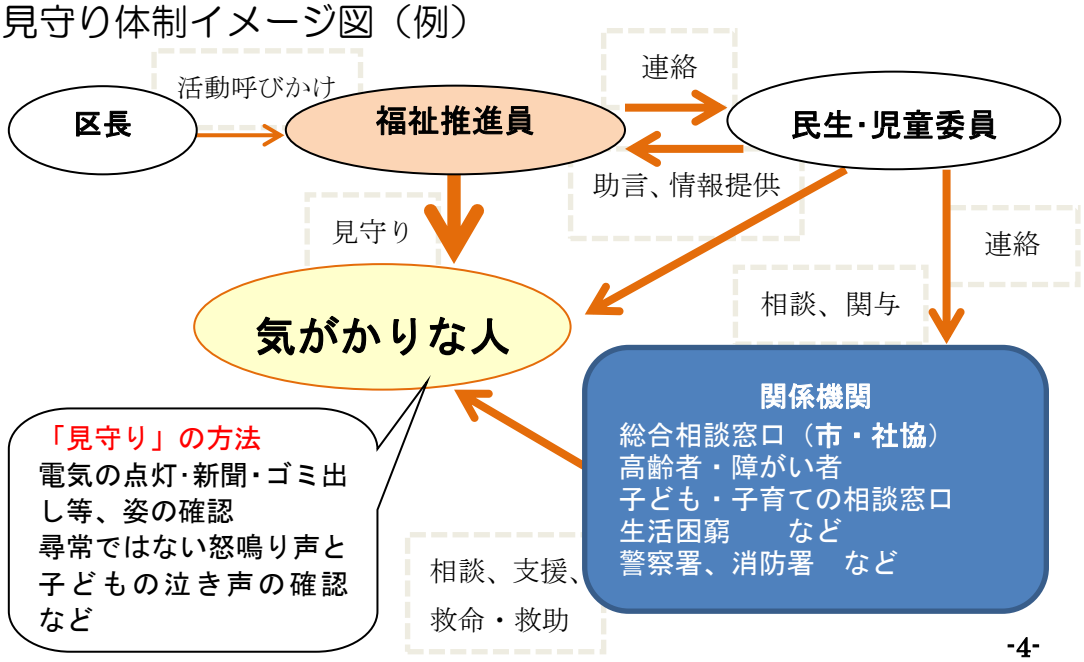

事例から見る

見守りのポイント

地域には、特に注意を払っていただきたい人たちがいます。

　高齢者、子ども、障がい者です。これらの人が単身だったり、本人や家族が孤立していたりすると、よりトラブルが生じやすくなります。

　特徴的な事例から、それぞれの見守りのポイントをご紹介します。

1 高齢者の見守り

少子高齢化が進化した現在の日本では、ひとり暮らしや高齢者夫婦の世帯が一般的になってきています。認知症や足腰が不自由な高齢者も少なくありません。

4人に1人が高齢者

5世帯に1世帯が高齢者世帯

高齢者世帯の約半数がひとり暮らし

見守りで、病気やけが、困りごとなど、高齢者のSOSに早めに気づくことが大切です。

H27.4.越前市の高齢者の現状

こんな異変に注意しよう

郵便物が溜まっているわ‥

へんねぇ‥
今日は、お出かけかしら‥
なんだか、いつもと違うわ

異変のサイン

- 訪問しても顔をだしてくれない
- 最近顔色がよくない、やせてきた
- 最近姿を見ない、行事に出てこない
- 郵便物や新聞がたまっている
- 夜になっても明かりがつかない
  昼になっても明かりがついている
- 洗濯物が何日も干したままである
- 窓、カーテン、雨戸が開閉された様子がない
- 家や庭が荒れている、変なにおいがする　など

ひとり暮らしの不安

　高齢者世帯の約半数がひとり暮らしです。ひとり暮らしの人は、普段から近所との付き合いが少ないことが多く、病気やケガ、熱中症などで助けが必要な状況に、まわりの人が気づけない場合もあります。

　買い物、食事、洗濯など、日常生活に不自由が生じている場合もあります。

さりげなく様子をみる

　日常的に放す機会がある人は、ときどき「体調はどうですか」など、軽くたずねてみるのもいいでしょう。

　ただし、細かく聞きすぎると、高齢者が警戒してしまうことがあります。

　もし、日常生活が不自由そうな高齢者を見かけたら、市長寿福祉課または、市地域包括支援センターに教えてあげてください。　（連絡先電話番号 47 ページ掲載）

高齢者の見守り

認知症が疑われる

認知症のサイン

- 服装が不自然なまま外出している
- 庭の手入れがされなくなった
- 駅の改札やATM、自動販売機などでマゴマゴしている
- 「物を盗まれた」と何度も言う
- 道で立ち止まったまま困っている、不自然に１人で歩いている（徘徊が疑われる）　など

認知症とは

認知症とは、病気などが原因で脳の働きが悪くなり、さまざまな障害が起こり、生活するうえで支障が出ている状態を指します。

85 歳の約半数、95 歳以上の約８割は認知症にかかっている（H24 年現在）と考えられ、誰もがかかりうる病気として地域で支える必要があります。

■こんなことが生じます

記憶障害
新しいことを記憶できない、覚えていたはずの記憶が失われる

理解力や判断力の低下
考えるスピードが遅くなる、いつもと違うできごとに対応できない、家電製品などうまく使えなくなる

見当識障害
現在の場所や時刻、自分のいる場所など、状況が把握できない

精神症状
「ものを盗まれた」などの妄想（もうそう）をもつ

さりげない支援を

認知症であっても、ひとりの人間として尊厳を持って接し、見守りましょう。徘徊しているようでしたら、家族や警察などに連絡を取り、安全を守りましょう。

高齢者の見守り

虐待（ぎゃくたい）のおそれがある

虐待のサイン

- 家の中から怒鳴り声がよく聞こえる
- 顔や腕などに不自然なあざがある
- 外出している姿を見かけなくなった
- いつもお金をもっていない
- 落ち着きがない
- うつ状態や投げやりな態度が見られる
- 家族がいるのに、いつもコンビニエンスストアなどで１人分のお弁当を買っている　　など

高齢者虐待（ぎゃくたい）の現状

高齢者への虐待が起こる背景にはさまざまな要因がありますが、息子などの孤立した介護者が追い詰められてのケースが多く見られます。介護サービスなど周囲の支援につなげることが、虐待の予防・防止のために大切です。

■ 高齢者虐待が起こりやすい状況

- 高齢者に認知症がある
- 介護者と介護の負担を１人で抱えている
- 高齢者と単身の子どもだけ、夫婦のみなどの小規模家庭
- 近所づきあいがなく、介護保険などのサポートを受けていない
- 介護者にも病気や障害がある

地域全体でささえる

介護保険や福祉サービス、地域の助け合いなどを上手に利用することで、虐待を防ぐことができます。

虐待の恐れがあったら、お近くの地域包括支援センターか、市長寿福祉課の窓口へご相談ください。

（連絡先電話番号 47 ページ掲載）

高齢者の見守り

消費者トラブルに巻き込まれていることも・・・・

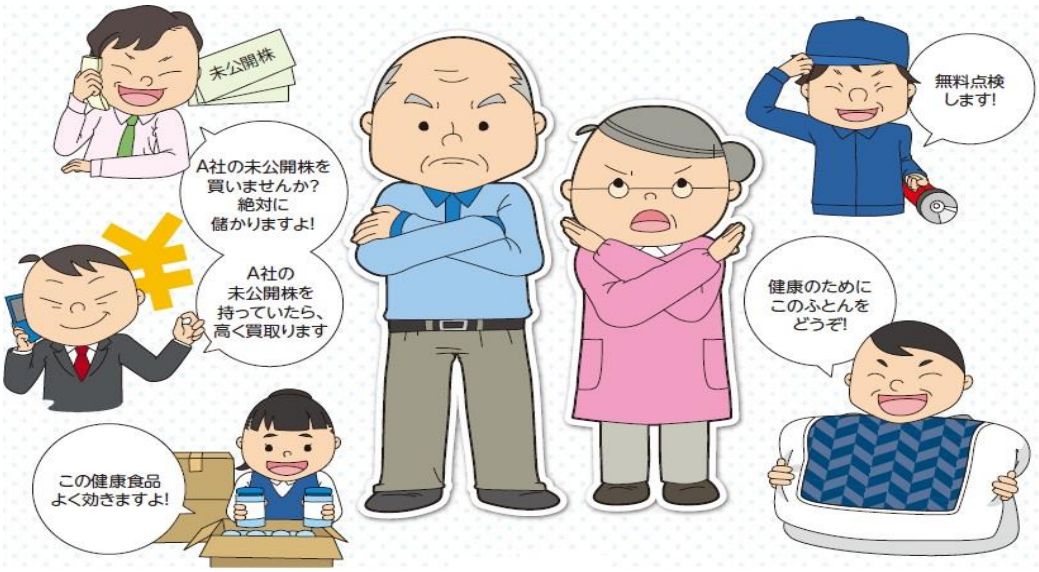

消費者トラブル のサイン

- 見慣れない人が頻繁（ひんぱん）に家を訪問している
- 見かけない車が頻繁に停まっている
- 見知らぬ人に話しかけられていた
- 業態のわからない店や会場に頻繁に出入りしている
- 電話におびえたり、電話を切れなくて困っている
- 気がかりなことがあるようだ　　など

高齢者を狙う悪徳商法

高齢者の健康やお金の不安、孤独の寂しさにつけこみ「健康にいいから」「このままにしておくと危険」などと言って、高額な布団、浄水器、住宅リフォームなどの契約をさせる悪質商法の被害が後を絶ちません。

とくに、ひとり暮らしの高齢者や認知症で判断能力のない高齢者がターゲットにされるケースが多くなっています。

巧妙化する詐欺の手口

高齢者を狙って、警察や公務員を名乗りキャッシュカードや通帳を取りに来たり、息子や孫を名乗って指定した口座に現金を振り込ませたりする詐欺（さぎ）犯罪が起こっています。

相談することが大事です

高齢者では複数の被害にあっていたり、被害にあったことに気づいていない場合もよくあります。本人をとがめるのではなく、少しでもおかしいと思ったら、越前市消費者センターへの相談を勧めましょう。

（連絡先電話番号 47 ページ掲載）

2 子どもの見守り

大家族や地域の人が、親戚のように子どもに声をかけていた時代と異なり、子どもを取り巻く環境は、周囲の大人の目が届きにくい状況にあります。

そのため連れ去りやいたずら、虐待などの事件が残念ながら生じています。

近所に友だちがいない

両親の帰宅が夜

近くに祖父母などの親戚がいない

地域の見守りにより、子どもが危険に遭遇する機会を減らすことができます。また、見守ることで、子どもの SOS に気づくことができます。

子どもの見守り

安全を守るために

少年非行の防止には家庭・地域の協力が必要です。

危険のサイン

- 登下校時に危険な行為がみられる
- 日が暮れても外で遊んでいる
- 公園で見通しの悪い場所がある
- 人通りの少ない場所がある　など

通りがかりに安全チェック

配達などの仕事や買い物などが、子どもの登下校時の時間にかかる場合は、通学路を通ることでパトロールになります。また、親子連れや小学生が訪れる場所であれば、近くを通りかかり、様子を見るだけでも、「人の目が届く安全な公園」になります。

子どもの見守り

虐待（ぎゃくたい）の防止のために

虐待のサイン

- 顔や腕などに不自然なあざがある
- 笑顔なく、表情に豊かさがない
- 家の中から怒鳴り声や子どもの泣き声が聞こえる
- 衣服や身体が極端に不潔である
- 食事やおむつをむさぼるように食べる
- 帰宅をうながしても、家に帰りたがらない
- ほかの子どもに対して乱暴な態度をとる
- 手を上に持っていくしぐさをすると異様におびえる
- 病気やけがについて受診を勧めても病院へ行った気配がない　　など

子どもの虐待の現状

保護者や同居人による子どもへの虐待が深刻な問題になっています。

虐待は自分では止められない病気のようなものであり、地域が介入することが、子ども、そして加害者を守るためにも大切です。

■子どもの虐待の具体例

身体的虐待
打撲傷やあざ・やけどのけがを負わせる、なぐる、ける、落とす、激しく揺さぶる、戸外に締め出す

ネグレクト
適切な食事を与えない、衣類をひどく不潔なままにする、乳幼児を家や車内に放置する、病気になっても受診させない

心理的虐待
言葉による脅(おど)かし、無視、差別的な扱い、家族に暴力をふるう

性的虐待
性的暴力、
性行為の強要

虐待かどうかの判断は不要

虐待のおそれがある場合はすぐに下記の専門機関へご相談ご連絡ください。調査の結果、虐待でなかったとしても、知らせた人が責任を問われることはありません。

（連絡先）市子ども子育て相談室･℡22-3628
県児童相談室･℡0776-24-5138
※緊急の場合は警察へ

3 障がい者の見守り

障がい者とは、心身の機能に障がいがあり、日常生活や社会生活に大きな制限を受ける状況にある人を言います。

身体障がい

身体機能の一部に障がいがあり、日常生活に支障がある

知的障がい

脳を使う知的行動に支障がある

精神障がい

精神疾患などがあり、日常生活に支障がある

障がい者は、困ったことがあっても訴えることが苦手だったり、尊厳が軽視されやすかったりすることで、消費者トラブルや虐待などに巻き込まれるケースが多くあります。

障がい者の見守り

こんな異変に注意しよう

被害にあっても
抱えこんでしまい、
周囲に相談しない

判断に支援が必要な場合、
だまされたことに
気づきにくい

判断に必要な情報が
不十分だったり、相談のために
特別な支援を必要とする

消費者トラブル のサイン

- 見慣れない人が家を訪問している
- お金がないと言うようになった
- 見慣れない人が家を訪問している
- 何か気がかりなことがあるようだ　など

障がい者を狙った悪質商法の特徴

障がい者の消費トラブルは、だまされていることに気づきにくい、被害があっても周囲に相談しないなどの傾向があり、被害も大きくなりがちです。被害にあっているおそれがある場合は、見守りの一環として市の消費者センターへ相談し、専門家へつなぐようにしましょう。（47 ページ参照）

障がい者の見守り

虐待のおそれがある

障がい者虐待の種類

養護者による障がい者虐待

・家族や同居する人による虐待のことです。

障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待

・障がい者福祉施設等の職員による虐待です。

使用者による障がい者虐待

・障がい者を雇っている事業主等による虐待のことです。

虐待のサイン

- 顔や腕などに不自然なあざがある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 家の中から怒鳴り声が聞こえる
- 外出している姿を見かけなくなった
- 最近顔色がよくない・やせてきた
- お金がないと言うようになった　　など

障がい者虐待とは

高齢者や子どもだけでなく、障がい者への虐待も大きな社会問題になっています。

障がい者虐待は家庭だけでなく、利用している福祉施設や障がい者が働く事業所などでも起こっています。

障がい者虐待の具体例

身体的虐待
けがを負わせる、なぐる・ける、やけどさせる、閉じ込める

性的虐待
性的行為や接触を強要する、わいせつな映像を見せる

心理的虐待
どなる、ののしる、悪口を言う、無視する、子ども扱いをする

放棄･放置
食事や水分を与えない、入浴させない、排せつの介助をしない、病気やけがでも受診させない

経済的虐待
年金や賃金を渡さない、日常生活に必要な金銭を渡さない、本人の同意なしに財産を処分・運用する

本人は自覚がないことも

虐待があっても、している人、受けている人に自覚があるとは限りません。

障がいの特性から、自分のされていることが虐待だと認識していなかったり、あきらめていることもあります。

２町内福祉連絡会への参加で、情報交換・共有

「町内福祉連絡会」って、どうやって進めたらいいの？

ステップ１

町内で会議を開こう

まずは、町内で見守りを行う中心メンバー（26 ページ参照）で会議を開き、以下の基本事項を確認しましょう。

何のために活動するの？

◆見守り活動の目的・役割

・一人ひとりの「安心して暮らしたい」を支える

町内に住む誰もが安心して生活することができるよう、見守り活動をして住民通しのつながりをつくり、一人ひとりの暮らしを支えます。

・孤立や孤独死の防止（安否確認）

日常的に安否確認を行うことで、地域から孤立することを防ぎ、しばらく発見さけないような孤立死などが起こることを防ぎます。

・問題の早期発見

困った事があっても悩みや困りごとを一人で抱えこみ、周りに SOS を出せない人は、少なくありません。見守り・訪問・会話を通して異変や変化をキャッチし、必要な支援や行政などの相談機関へつなげることが大切です。

・情報の提供

必要な情報が必要な人に届いているとは限りません。福祉サービスなど暮らしに役立つ情報や地域行事などの情報を町内福祉連絡会活動を通じて伝えていくことも一つの役割です。

どんな人を見守ればいいの？

◆見守り活動の対象者

- 一人暮らしの高齢者、障がい者、引きこもり、ひとり親家庭、外国籍の方、生活困窮者など、普段の関わりや見守りで気になっている人（心配な人）です。　（4 ページ参照）

♪ ワンポイントアドバイス

定期的に対象者の確認・見守りをしましょう。

75 歳以上の一人暮らし高齢者など、年齢を目安に設定したり、高齢者サロンに出てこない方の声かけ見守りを目安に見守り活動に取り組んでいる町内もあります。

町内の状況に合わせ、「どういった人に地域での見守りが必要か」という視点で、対象となる人の確認をしましょう。

ステップ２

見守り活動を始めよう

集まったみなさんで、具体時にどのように見守るのかを検討しましょう。
（5 ページの「事例から見る見守りのポイント」も必ずご覧ください。）

見守りって具体的に何をするの？

◆見守り活動の内容

① 家の外からのチェック

家の外から見守り、異変などがないか安否確認をします。

例／・郵便受けに新聞が溜まったままになっていないか。
・電気がついたまま（消えたまま）になっていないか。
・窓やカーテンが開いたまま（閉まったまま）になっていないか。

② 路上でのあいさつ・声かけ

・家の前や近所の路地、スーパーなどで対象者を見かけた時に、積極的に「こんにちは、お元気ですか」などと声をかけ、様子を確認します。
日頃からお互いに顔の見える関係をつくり、普段の様子を把握しておくことで、何か変化があった時に気付きやすくなります。
（関連内容 35 ページ参照）

③ 訪問

・周囲との関わりが少ない方や気になる方には、対象者の状況に応じて、定期的に（月 1 回以上を目安）訪問しましょう。
顔を見て話すことで、表情や様子を把握するとともに、悩み･困りごとや体･心の変化がないか等も確認しましょう。

★各対象者ごと、誰がどのように見守りを行うかを検討し、地図上に表してみましょう。
（27 ページの「見守りマップの作り方」を参照してくてください。）

♪ **ワンポイントアドバイス**

全ての人に同じ関わり方をする必要はありません。周囲（ご近所、家族、福祉サービス等）の関わりの度合いや本人の状況に合わせて「訪問」の頻度を変えたり、外からのチェック中心で見守るなど、工夫しましょう。また、病後の人や退院直後の人にも訪問し、健康を気遣うとよいでしょう。

また、対象者と関わる中で、生活のちょっとした困りごと（対象者が一人ですることが難しいようなこと）に気付くことがあります。現在、すでにゴミ出しや買い物支援など、できる範囲での**「困った時の手助け」**を行っている町内もありますが、日常的な継続した支援になると活動者の負担も大きくなります。 町内でよく検討し、無理のない活動を心がけましょう。

♪ **メモや記録をとりましょう**

活動に取り組む中で、気になることがあった時は、メモを残すようにしましょう。 後で「いつどのような状況であったか」といった情報がわからないと困ることがあります。 また、訪問については、記録を残すようにしましょう。

ステップ３

活動者同士で情報交換しましょう

見守り活動を始めたら、活動者同士の情報交換・情報共有が必要です。
定期的に集まり、見守りについて話す機会を持ちましょう。

会議を行う場合は、個人情報の取扱いについて
（36～38 ページを確認しましょう）

誰と何を情報交換するの？

◆町内単位での会議開催

・集まるメンバーは？

活動の中心となる、区長・民生･児童委員・福祉推進員等で集まりましょう。その他、話し合う内容によって、必要なメンバーに参加してもらいしましょう。

・何を話し合えばいいの？

見守りマップを使い町内の各対象者の見守り状況の確認（現在の関わりで十分かなども確認）、困りごとのある対象者や関係機関（47 ページ）へつなぐ必要がある対象者がいないか確認し対応を検討する、

新たに見守りが必要な人や協力者がいないかの確認、見守りマップの修正　など

・なかなかメンバーが集まれない場合は？

町内福祉連絡会以外の町内会議の機会を活用したり、活動の記録や気がついたことを紙面で残しメンバー間で交換・確認したりするなど、メンバー同士で情報を共有できるよう工夫をしてみましょう。

その他のヒント

見守り状況を活動者同士で共有し、各町での話し合いをスムーズにするため「見守りマップ」作りを進めていきます。

①見守りマップって何？

◆見守りマップとは…

地図上に見守りの対象者と見守りをする人を落とし込み、誰を誰が見守っているかを矢印の線で結ぶことで、町内の見守り状況が目で見てわかるようになります。

見守りに参考になる情報も落とし込むことで、見守り内容の検討時にも活用できます。

町内の活動者同士は、一人ひとり居住年数も違えば、同じ町内でも普段行動する範囲が違うこともあります。自分が当たり前のように知っているとは限りませんし、マップを使って確認することで町内の見守り状況がみんなで共有しやすくなります。

●地図は定期的に見直ししていきましょう①

・地図の保管等、取扱いには、十分注意しましょう。
・定期的に見直しするために、保管ルールを町内で決めましょう。
・連絡会参加者が変更しても、継続して見守りできるよう、次の方へ引継ぎをお願いします。

●無理のない範囲で、対象者を決めましょう②

・あくまで、見守り対象者は、町内の実情に応じて決めることになりますので、町内の参加者同士で話し合いましょう。
・最初から、一気に多くの見守りを始めることは負担になりますので、無理のない範囲で始めましょう。

◆見守りマップとは…

準備するもの

・町内の拡大地図

・マジックペンの「赤」「青」「黒」

※ペンの色は一例です。 各町で使いやすいよう変更してもかまいません。

～ 実際に町内の見守りマップを作ってみましょう ～

1. 見守り対象者をペンの赤色で囲む。
2. 見守りを行う人をペンの青色で囲む。
3. 「家の外からのチェック」をしている場合、ペンの青色の点線の矢印で、活動者・協力者から対象者へ線を結ぶ。
4. 「訪問」している場合は、ペンの青色の実線の矢印で、活動者・協力者から対象者へ線を結ぶ。
5. 町内の見守り状況がわかるマップの完成です。

◆見守りマップ活用のポイント…

①気がかりな（心配な）人を地図上に落とし込み現在の状況を確認しましょう
②見守りを充実したものに検討しましょう。
③新たな見守り協力者の検討

① 見守り活動状況の確認や情報共有

活動者同士でマップを見ながら、現在の見守り状況を確認しましょう。
たとえば、矢印の線や書き込みが多ければ多いほど、その人には様々な人が関わって見守っていることがわかります。

② 見守り内容の見直しや検討

マップを見て、矢印の線や書き込みが少ない人には「訪問を少し増やしたほうがいいかな。」「新たに近隣住民に家の外かに見守りをお願いしたほうがいいな」と、検討するなど、見守りをより充実したものにするための検討材料として活用も出来ます。

③ 新たな見守り協力者の検討

新たに見守りの必要な人が出てきた時には、マップを見れば近隣に誰が住んでいるのかがわかり、訪問する人や見守り協力者の検討をスムーズに進めることが出来ます。

♪ ワンポイントアドバイス

対象者の転居や死亡によって、見守り状況に変化があった場合、見守りマップを修正し、随時最新の状態に更新していく必要があります。

修正ペン（テープ）を活用したり、新たな地図を使用するなどして工夫しましょう。 最近では、電子地図を活用しているところもあります。

②どんなことに気をつければいいの？

◆心がまえと注意点

- **できる範囲で取り組み、無理のない活動をしましょう。**
  「できる時に、できることを」を心がけましょう。自分にできないことをお願いされた時には無理をせず、断る勇気も必要です。

- **相手の気持ちや状況を考え、意向を押し付けないようにしましょう**
  こちらがした方がいいと思ったことでも、対象者がしてほしいと思っているとは限りません。こちらの考えや意向を押しつけず、相手が何を求めているのかを理解しようとする気持ちが必要です。

・**活動の中に楽しみや喜びを見つけましょう。**

福祉推進員活動は、「継続」して取り組むことに意味があります。対象者とのふれあいや活動者同士の交流など、活動の中で楽しみ・喜びを見つけることが、活動を「継続」させていくコツです。

・**一人で抱えず、誰かに相談しましょう。**

活動に不安や悩みがある時は、まず区長や民生･児童委員へ相談し、町内でよく話し合いましょう。町内で話し合うことが難しい時や、対象者のことで気になることがあれば、市担当課（市社会福祉課）や市社会福祉協議会等の関係機関（47 ページ参照）へ相談しましょう。

③活動をより充実させるためためには？

◆ちょっとした変化や異常・異変に気づくための確認ポイントの例

下記のような変化や異変を察した時の連絡先（48～49 ページ参照）も確認しておきましょう。

①「家の外からチェック」での確認ポイント

□ 郵便受けに新聞などが溜まったままになっている。

□ 電気がついたまま（消えたまま）になっている。

□ 窓やカーテンが開いたまま（閉まったまま）になっている。

□ 何日も洗濯物が干したままになっている。

□ 異臭がする。

□ 収集日と違う日にゴミが出ていることが時々ある。

□ 最近、見知らぬ人や業者がよく出入りしている。

□ 家の中や周りに色々なものが置きっぱなしになっている。

★必要以上に注意してチェックすることは望ましくありません。自宅から見える範囲での見守りや家の前を通るついでに確認するなど、日常生活の中でのさりげない見守りを心がけましょう。

② 「訪問」での確認ポイント

□ 表情が暗い、乏しい、硬い、元気がないなど、いつもと様子が違う。

□ 急に痩せたり、入退院を繰り返すなど、体調が良くない様子である。

□ 訪問したことを覚えていないなど、物忘れがひどい様子である。

□ ついさっき話したことを繰り返し何度も話す。

□ 季節とずれた服装をしていたり、身なりに気を遣わない様子である。

□ 怒りっぽくなるなど、性格が変わったような気がする。

◆その他、活動の工夫の例

一番最初の訪問は、対象者との顔合わせのために、「こんにちは訪問」と題して、民生･児童委員や区長さんと一緒に訪問しているよ

町内のたよりや、行事のお知らせを配る時に、対象者には手渡しして、見守りの機会にしているよ

訪問して対象者が不在だったときは、訪問したことを伝えるメモを残しているよ

訪問のときに････

民生･児童委員さんが福祉サービスなど、高齢者に役立つ情報をよく仕入れてくるから、メンバーで情報を共有して、訪問した時に対象者へいろんな情報を伝えているよ

うちの町内では、シニアクラブの会員は老人家庭相談員が訪問して、他の方は民生･児童委員や福祉推進員などで役割分担して、上手く調整しているよ

役割分担で････

うちの町内では、町内をいくつかのエリアに分けて、エリアごとに担当者を決めて、見守りや訪問をしているよ（42 ページ参照）

◆その他、活動の工夫の例

町内のことを良く知っている人だけでなく、なるべく若い世代の人にも入ってもらっているよ

活動者を増やすには‥

メンバーだけで見守りが行き届かないときは、隣近所の方に見守りをお願いしているよ。　意外と隣近所の方も心配していて、「協力したい」いう方が多かったよ

福祉推進員活動や町内福祉連絡会の活動チラシを町内住民へ配布して、いろんな人に取り組みを知ってもらったり協力してもらう工夫をしているよ（39～40 ページ参照）

住民の意識を高めるためには‥

地区福祉ネットワーク会議の時に、町内福祉連絡会で話し合った課題を取り上げてもらったり、市の出前講座や市社協の住民福祉講座を活用して住民の福祉意識を高めているよ

地区自治振興会が行う交流行事に高齢者も招いているから、自然と住民同士の顔が見える関係づくりができているよ。

行事を活用して‥‥

見守り対象者の中で、高齢者サロンに行っている人もいるから、サロンを欠席していたら、様子を確認するようにしているよ。

3.自治振興会福祉部会への協力

地区自治振興会の福祉関係部会（地区福祉ネットワーク会議等）への参加や、町内の集会所などで行われている高齢者サロンへの協力などにも携わります

「日頃からの声がけを」

ひとり暮らしや虐待の問題などは、多くの場合、その人や家族が外部との接触が少ないことが原因の一つとなっています。

日ごろからのあいさつをするなど関係ができていると、異変のサインを見つけやすくするだけでなく、そのことで救われることもあるかもしれません。

気楽な気持ちで日ごろから声がけしてみましょう。

・こんにちは
・こんばんわ
・おはようございます
・よいお天気ですね
・寒くなりましたが、
お元気ですか

「適度な距離も大切です」

声がけや会話は大切ですが、細かく聞きすぎたり、プライバシーに踏み込んだ会話をされると、声をかけられた方から「監視されているのかな？」と警戒されてしまいます。　適度な距離を保ったさりげない見守りが安心感を与えます。

活動の守秘義務、順守事項

福祉推進員活動は、一人ひとりを見守り、支援する活動であるため、個人情報等を抜きにしては活動が進められません。個人情報の重要性を正しく理解し、対象者の個人情報を大切に取り扱って活動をすすめましょう。

◎活動を進めていく上でのルール

① 名簿や見守りマップなどの個人情報は、必要最低限の人だけが持つようにし、紛失･盗難などのないよう責任もって管理しましょう。（原則、マップは区長が保管し、対象者の名簿は中心となる活動者の範囲までにとどめましょう。）

② 町内福祉連絡会において、対象者の状況について情報交換する場合は、見守りする上で、必要な情報のみのやり取りにとどめ、決して他には漏らさないようにしましょう。

③ 基本的には、本人や家族に同意を得た上で活動を行いましょう。（そうすることで、その都度了解（同意）を得なくても情報共有･交換をすることが出来ます。）

訪問等を拒否する方についても、見守りが必要と判断される場合には、外からのチェックなど自然な形で見守りましょう。

◎プライバシーと個人情報保護法

封書の表面の宛名や発信者の情報が個人情報であり、封書の中身がプライバシー情報、と考えるとわかりやすいといわれています。

個人情報を保護することはプライバシーを保護することに通じますが、プライバシーと個人情報保護法で定める個人情報は異なります。

●プライバシーとは？

プライバシーの範囲は、本人にしか測れないものです。

例えば、「個人の私生活に関する情報や、一般の人に知られて

いない情報」、「一般通常人の受性を基準にして、通常公開を欲しない情報」です。

具体的には

私生活の自由、思想、信条、感情の自由などを指します。また、行動監視、会話の盗み聞き、私物の干渉など幅広いものです。

例えば、①年収,資産納税額などの財産管理 ②家庭の状況 ③支持政党や宗教等の主義主張 ④病歴や身体の障害等の状況 ⑤学歴,職歴 ⑥公的扶助等の受給歴 ⑦結婚,離婚歴 ⑧刑法,民法違反歴 など

●個人情報保護法にとは？

「個人情報保護法」は、個人の権利と利益を保護することを目的に制定され、この法律の対象は、5,000 人以上の個人情報を有する民間の事業者です。個人情報取扱事業者は、いくつかの事由（※明らかにその人の生命や身体の安全が損なわれるような緊急事態発生の時、あるいはそのおそれがあると判断されるときは、生命や身体の安全を守ることが優先される等）を除いては、あらかじめ本人の同意を得なければ、個人データを第三者に提供してはならないとされています。

各町内との関係は？

各町内は 5,000 人以下であり、個人情報保護法の義務規定は、適用されませんが、地域住民や対象者との信頼関係を築くためにも、個人情報を適切に取り扱い、そのことを住民へ伝えていくことが大切です。

◎大事なこと

◆活動上、知り得た個人の秘密はみだりに口外してはいけません。噂となって広がれば、信頼関係はたちまち崩れ、その人を深く傷つけてしまいます。

◆個人の秘密が記載された書類の保管管理には細心の注意を払いましょう。

◆一方で活動には、個人に関する情報の収集、活動者間の情報の共有は不可欠です。プライバシー・個人情報保護を過度に前面に出し過ぎると支援を必要とする人自身に取り返しのつかない不利益をもたらしたり、円滑な活動を損ねてしまいます。

◆プライバシー・個人情報保護か地域福祉活動かの二者択一ではなく、プライバシー・個人情報を取り扱うためのルールを確認し、定期的な話し合いの機会を設け、福祉推進員活動・町内福祉連絡会活動ができるよう対象者の状況などを考慮し、調整をとっていくことが必要です。

Memo

住民に町内福祉連絡会の活動を知ってもらうための啓発チラシ例

○○町福祉連絡会活動について

～思いやりのある地域づくりに取り組んでいます。～

●「町内福祉連絡会」って？

一人暮らしの高齢者や気がかりな人(※1)等を対象に日常的な見守りや訪問を行い、地域住民同士で支え合う活動です。

※(1)気がかりな人とは…
一人暮らしの高齢者、障がい者、引きこもり、ひとり親家庭、外国籍の方、生活困窮者など

●なぜ「町内福祉連絡会」が必要なの？

現在、高齢者等を取り巻く様々な課題が表面化しています。住民同士で見守り合い、あたたかいつながりをつくることで、高齢者等が孤立することを防ぎ、日々の暮らしの安心を支えます。

●何か自分にも協力できることはあるの？

家の外から異変がないかそっと見守る（ポストに郵便物が溜まったままになっていないか等）など、無理なく日常の中でできることもあります。

○○町福祉連絡会では、「声かけ見守りをしてほしい」という方や、「できる範囲で協力したい」という方を随時募集しています。
興味のある方は、下記までご連絡ください。

・お問い合せ先　**区長**　TEL
民生･児童委員　TEL
福祉推進員　TEL

福祉推進員の活動を町内の方に知ってもらうためのチラシ‥‥例

○○町の福祉推進員の活動にご理解ご協力をお願いします。

～ご近所の助け合い活動に取り組んでいます。～

核家族や1人暮らしの人の増加、少子高齢化、近所づきあいの希薄化などから、次のような、かつての地域社会であれば防げたかもしれないトラブルが増えています。

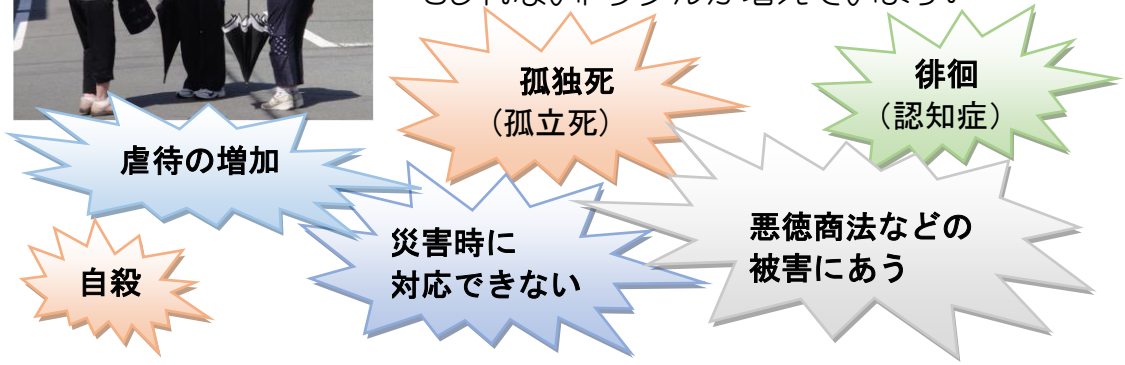

これらのトラブルを少しでも防ぐために、町内で福祉推進員は、区長、民生・児童委員の協力のもと、一人暮らしの高齢者など、「気がかりな人(※1)」の見守り活動をしています。活動で知り得た秘密は堅くお守りします

(※1)気がかりな人とは…
一人暮らしの高齢者、障がい者、引きこもり、ひとり親家庭、外国籍の方、生活困窮者など

見守り活動で福祉問題を発見した場合、民生・児童委員等へ速やかに連絡し、問題が手遅れになれないようにしています。

あなたの町の福祉推進員をご紹介します

福祉推進員（氏名）
連絡先（電話番号）

福祉推進員　支援活動カード　　（秘）

<table>
<tr><td>年 月 日</td><td colspan="2">平成　　年　　月　　日（　）</td><td rowspan="2">推進員</td><td>地区名</td><td></td></tr>
<tr><td>支援方法</td><td colspan="2">電 話　・　訪 問</td><td>氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td>回　　数</td><td colspan="2">回目</td><td>初　日</td><td colspan="2">平成　　年　　月　　日（　）</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="5">見守り　・　声かけ　・　安否確認　・　話し相手　　の支援
その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">支 援 先</td><td>住　所</td><td colspan="2"></td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>支 援 に 至る経過</td><td colspan="5">・ 支援を希望する連絡あり
［連絡者：　本人　・　家族　・　その他（　　）］
・ 自主的に支援［　定期支援　・　その他（　　）］
・ その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="6">【支援時の状況】</td></tr>
<tr><td colspan="6">【相談内容】</td></tr>
<tr><td colspan="6">【今後の対応】</td></tr>
<tr><td colspan="6">【その他、市・市社協への通信欄】</td></tr>
</table>

●見守りネットワーク記録用紙

町名＿＿＿＿＿＿＿＿

気がかりな人		見守り者	
氏名 住所 TEL 気になるところ	⇔	氏名	関わり方
氏名 住所 TEL 気になるところ	⇔	氏名	関わり方
氏名 住所 TEL 気になるところ	⇔	氏名	関わり方
氏名 住所 TEL 気になるところ	⇔	氏名	関わり方
氏名 住所 TEL 気になるところ	⇔	氏名	関わり方

緊急連絡カード（関係者用）

●見守りが必要な人

名　前	
住　所	電話番号

救急・火事 119

警察 110

●地域の関係者

	氏　名	電　話
見守り者		
見守り者		
福祉推進員		
民生児童委員		
区　長		
緊急連絡先		
緊急連絡先		
かかりつけ医		
緊急時搬送病院		

●関係機関連絡先

【備考】

越前市福祉推進員設置要綱

（目的）

第１条　この要綱は、越前市が設置する福祉推進員について、必要な事項を定めることを目的とする。

（資格等）

第２条　福祉推進員は、広く社会の実情に通じ、かつ、社会福祉の増進に熱意のある者の中から、区長の推薦に基づき、越前市長、地区自治振興会長及び越前市社会福祉協議会長が連名で委嘱する。

２　前項の推薦は、区長が、必要に応じて当該地域を担当する民生委員児童委員の意見を聞いて行うものとする。

（任期）

第３条　福祉推進員の任期は３年とする。但し、再任を妨げない。

２　補欠により就任した福祉推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役割）

第４条　福祉推進員の役割は、次のとおりとする。

（１）福祉課題の発見、ニーズの検討

（２）福祉情報の提供及び伝達

（３）近隣のボランティア等の開拓

（４）関係機関の業務への協力

（遵守事項）

第５条　福祉推進員は、次の事項を守らなければならない。

（１）活動にあたっては、個人の人格を尊重すること。

（２）活動で知りえた個人情報を、当該地域の福祉連絡会、及び越前市社会福祉協議会、その他関係機関以外に漏らさないこと。

（３）その他、福祉推進員としての品位を傷つける行為をしないこと。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

Memo.1

Memo.2

困った時の連絡先　関係機関等

1、丸ごと相談

名　称	電話番号	こんな時に
越前市役所　社会福祉課	22-3004	どこに相談したらよいか、わからない時の 丸ごと相談先
越前市社会福祉協議会 武生事務所	22-8500	

2、その他、関係機関

名　称	電話番号	こんな時に
市地域包括支援センター （市長寿福祉課）	22-3784	高齢者の総合相談 介護保険・福祉サービス
市障害者相談支援センター	22-8500	障害児・者相談
市子ども福祉課	22-3006	子供・子育て相談
市自立相談支援センター （くらしごとサポート）	22-8500	低所得・生活困窮相談
市消費者センター	22-3773	悪徳商法相談など
警察	110	緊急時の連絡
消防・救急	119	

※緊急時をのぞき、まず町内で決めた連絡先（区長・民生委員・児童委員など）へ連絡し、そこから必要な関係機関や各対象者の親族や緊急連絡先等へ連絡をとりましょう。

必要な連絡先メモ

1、緊急時や異変を感じた時の連絡先

（町内でまず連絡する人）

役職名	氏　名	電話番号
区 長		自宅
		携帯
民生委員・児童委員		自宅
		携帯

2、その他 必要な連絡先（その他、見守りに必要と思われる連絡先があればメモしておきましょう。）

氏　名 ・ 名　称	電話番号
地区自治振興会（公民館）事務局	

3、対象者に関する連絡先

（例）・自分が担当する対象者の連絡先
・他の見守り協力者の連絡先
・親族や福祉サービス関係者等の連絡先

（連絡先を把握しておき、いざという時のために備えておきましょう。）

氏　名 ・ 名　称	電話番号

［編集・発行］　　平成 29 年 4 月

社会福祉法人 **越前市社会福祉協議会**
〒915-0071　越前市府中一丁目 11-2（越前市福祉健康センター内）
TEL　0778-22-8500　　FAX　0778-22-8866

［監修］　越前市、越前市自治連合会

この手引書は、赤い羽根共同募金の配分金を受けて作成しています